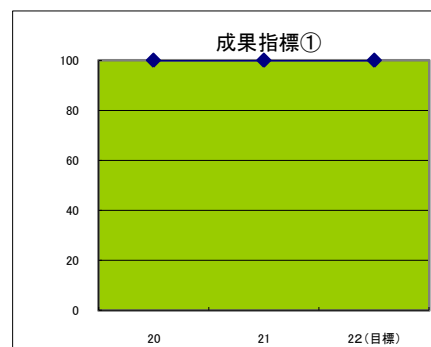
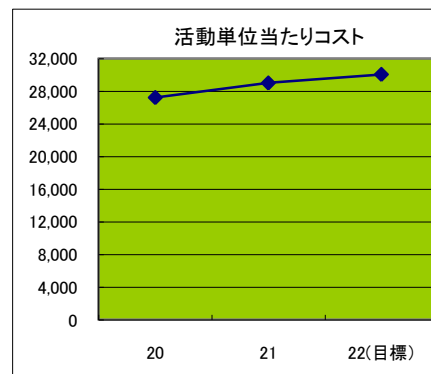


事務事業名		ひとり親家庭医療費助成事業		予算科目	会計	1	一般会計
					款	3	民生費
					項	1	社会福祉費
					目	10	ひとり親家庭医療費
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	事業	1	ひとり親家庭医療	
	施策(節)	1	保健・医療				
	施策の方向	(5)	医療保険制度の充実				
関連する計画等				作成部署 保健福祉部保健健康室保険年金課			
事業の目的	対象(誰を・何を)			連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1330		
	ひとり親(父又は母もしくは養育者)及び児童						
	意図(どういう状態にしたいのか)						
事業の内容	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を支給することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ること						
	ひとり親(父又は母もしくは養育者)及び児童について、入・通院の医療費の健康保険の自己負担額から一部自己負担額を控除した額及び入院時の食事療養費を助成する。						
根拠法令等		羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例					
事業開始時期		☒ 昭和 55 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている				終了年度	平成 年度
事業開始時からの状況変化		ひとり親家庭医療費助成事業					
市民や議会の要望							
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他				委託内容	

区 分		20年度	21年度	22年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		65,520	72,269	82,137
人件費【2】 (千円)		7,950	4,200	4,200
職員数	正規職員	1.00 人	0.50 人	0.50 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.25 人	0.25 人	0.25 人
	超過勤務(参考) (時間)	160.00 時間	43.00 時間	50.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		73,470	76,469	86,337
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)	34,676	37,643	41,464
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			10
	一般財源 (千円)	38,794	38,826	44,863
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		20年度	21年度	22年度(目標)
① 対象者数 人		2,696	2,634	2,870
② 助成件数 件		25,614	28,051	31,205
③				
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		27,251 円	29,032 円	30,083 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		614 円	643 円	726 円



成果指標	指標名		単位	指標設定の考え方	平成20年度		平成21年度	平成22年度
	①	必要な対象者の割合 (式)	%	医療証を交付すべき対象者	目標	100	100	達成率(%)
					実績	100	100	100.0%
	②	必要な助成件数の割合 (式)	%	助成すべき件数	目標	100	100	達成率(%)
					実績	100	100	100.0%

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	ひとり親家庭を精神的・経済的な負担を軽減することにより、ひとり親（父母又は養育者）の安定を確保し児童の健全な育成を図ることができる。

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	大阪府内の他市と比べても現状が妥当であり、改正の必要はない。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
	国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
	緊急性が認められる	☒	☐	☐	
効率性	単位コストが適切である（経年、他市比較など）	☒	☐	☐	大阪市内の市町村で統一されている現在の医療証による現物給付は、効率よく実施され、制度についても府内の医療機関において定着している。また、医療証による現物給付の適用がない府外受診においても現金給付も特に問題なく取り扱っている。
	受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	民間活力（民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど）の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
有効性	上位の施策（目的）が明確である	☒	☐	☐	子育て支援の観点から不可欠な施策である。
	上位の施策（目的）への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
	成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
	市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	医療機関での医療証の提示、各種変更喪失による届出等、おおむね協力を得られている。
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	基準に基づき、適正に助成を行っている。
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	大阪府内の市町村で統一した施策であり、ひとり親（父母・養育者）の精神的・経済的負担の軽減と児童の健全な育成が図られる事業として、適切であると考える。	
	今後に向けて（取組方針、具体的な改善改革案など）	
行 革 本 部 評 価	国・府の動向を見ながら、適宜、改善・取り組みを行うものとする。そして、国に対しては、制度の創設を要望し、また、府には、入院時食事代についても助成対象となるよう要望していく。	
	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☒ 方法改善	
	☒ 民営化・民間委託 ☒ 縮小 ☒ 廃止・休止 ☒ 完了	